十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,898,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

十二　地盤沈下対策に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　留学生支援に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十四　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号の二に規定する額の算定方法に準じて算定した額

十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,831,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

十二　地盤沈下対策に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　留学生支援に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十四　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号の二に規定する額の算定方法に準じて算定した額